

[2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：：2025 年 9 月 12 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	評価分析およびジェンダーに係る各種調査
対象国及び類似地域	フィリピン国及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンは太平洋西縁の亜熱帯モンスーン地域に位置し、年間を通じて南西・北東モンスーンに起因する熱帯低気圧、台風又は高潮・高波が発生している。フィリピンは 1980 年から 2024 年までに死者約 5 万人、被災者約 2 億 7,894 万人、経済被害額約 299 億 US ドルという被害が報告されている（国際災害データベース（EM-DAT）、2025 年）。特に、被災者の 70%は洪水、24%は高潮・高波に起因している。また、風水害による農業生産・物流等の社会資本への被害についても、当該国の経済活動という観点から負のインパクトが大きい。

特に、フィリピンの経済活動の中心地でありながら低平地に位置するマニラ首都圏の洪水リスクは高く、1952 年の排水対策のマスタープラン、2005 年には JICA が雨水排水マスタープラン（2005 年 JICA M/P）および 2012 年の世界銀行により更新されたマスタープランなど、都市の変容等に応じた更新を続けている。公共事業道路省（Department of Public Works and Highways。以下「DPWH」という。）は、放水路、排水路や河川改修などを行っている。2024 年の台風カリーナによる豪雨時には、色々な条件が重なったため Pasig-Marikina 川流域で発生した外水氾濫については大きな被害を生じなかったが、マニラ首都圏では甚大な内水氾濫被害が生じている。このことから、マニラ首都圏中心部にある Espana-UST 地域や Buendia-Maricaban 地域における継続的な対策が必要な状況にある。

一方、これら地域は既に高度な都市化が進行し、開渠による大規模排水路の整備は用地取得や工事中の交通渋滞が課題となり、ある程度地下トンネルにるり対策が候補となってくる。このような状況下、2015 年に JICA は日本の地下トンネル技術を活用した事業化の可能性検討を含む「マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査」により地下貯留管整備を検討したが、その後も DPWH による対策は進行しておらず、変化する都市構造や気候変動影響等を踏まえた検討が必要になっている。

かかる状況下、同国政府は、マニラ首都圏における内水氾濫リスク削減に資する排水計画および維持管理に関する能力向上を目的とした「都市排水管理能力

強化プロジェクト」(以下、「本事業」という。)を我が国に要請した。なお、España-UST 地域の内水排水対策については世界銀行の支援が検討中であり、本事業は Buendia-Maricaban 地域 (以下、「対象地域」という。)を対象とする。本詳細計画策定調査 (以下、「本調査」という。)は、本事業において上記目的の達成に必要な協力枠組み (案)、調査工程 (案)、実施手法 (案)、投入規模 (案)、実施体制 (案)、先方政府負担事項 (案)の検討に必要な調査を行い、フィリピン政府と協議議事録 (Minutes of Meetings。以下、「M/M」という。)にて確認する。特に実施体制 (案)については、内水氾濫は DPWH や地方自治体 (LGU) による排水施設整備が通例であり、運用維持管理についてもマニラ首都圏開発庁 (MMDA) や LGU が責任を負う。長期的な適切な維持管理を含め、DPWH を主要実施機関としつつ、関係機関が活動に参加する実施体制を提案していく。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準 (妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性) に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 9 月下旬～10 月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題及びジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ等との対処方針等打合せに参加する。
- ③ 本調査で収集すべき情報を整理・検討し、フィリピン側関係機関及び他ドナーに対する質問票 (案) (英文) を作成する (社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む)。作成した質問票 (案) は現地渡航前に JICA と協議の上、決定する。これらは現地渡航前までに、JICA を通じてフィリピン側関係機関や他ドナーに配付予定である。

- ④ 帰国後整理業務の中で作成する取りまとめ資料で記載する項目（目次）を作成し、JICAの確認を得る。
- ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）を検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ 本団員担当分野の調査工程（案）及び本事業の枠組（案）を検討する。
- ⑧ JICA事業におけるジェンダー主流化の手引き（防災）に準じ、社会・ジェンダー分析の考え方を適用して、ジェンダーや障害者に配慮した活動や指標に関して案を作成し、JICA側に共有する。

（２）現地業務（2025年10月上旬～2025年10月下旬）

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）、現地調査報告書（案）を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。ただし、特に、イ）およびウ）については、2023年7月に作成した「フィリピン国重要流域治水対策強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」と重複しない調査とする。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ） 本調査の実施に際し、フィリピンの社会や家庭内における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、上記ア）～ウ）全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析を行う。加えて、実施機関および関係機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取

り組みを反映させる。なお、同情報を収集する際は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運輸交通】」
(https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_02_transport.pdf) を参照する。

オ) 上記のエ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動(案)、活動のためのインプット(案)や活動進捗を測る指標(案)を提案する。

- ④ 担当分野に関する先方政府説明資料を作成する。
- ⑤ 担当分野の観点からM/M(案)及び討議議事録(Record of Discussions。以下、「R/D」という。)(案)の作成を支援する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。また、関係者とともに③にて提案した活動、インプット、指標のPDM(案)への組み込みを検討する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2025年11月上旬～2025年11月中旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる調査結果の取りまとめ資料を作成する。

(4) ジェンダー視点に立った調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の防災分野とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。把握した課題・ニーズに対し、本案件において追加的対応すべき課題等がある場合には、これを加えて、案件のPDMにおける取組内容、及びその進捗や結果を測定するための指標を検討・提案する。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025 年 11 月 18 日（火）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

ただし、①～②のドラフトを 2025 年 11 月 7 日（金）までに提出し、JICA によるコメントを踏まえたものを期日までに提出する。

①事業事前評価表（案）（和文・英文）

②担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

航空経路は、成田／羽田⇄マニラを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 10 月 8 日～10 月 31 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者本業務従事者より 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 技術総括 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 排水計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析・ジェンダー (本コンサルタント)
- カ) 環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで開催されています。

- JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト - JICA
[防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業について - JICA](#)
- フィリピン国マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査
[12248753.pdf](#)
- [フィリピン国 重要流域治水対策強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書\[電子資料\]. -](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上